

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	小平市 個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、個人住民税の賦課及びそれに関連する事務を行う。個人住民税は原則として賦課期日(1月1日)現在に、小平市内に住所を有する個人に対して課税を行うものである。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人住民税の課税標準の決定又は更正、税額の決定又は更正、賦課決定通知書の送達その他の地方税の賦課又は地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)</p> <p>②申告書、給与・年金の支払報告書等の收受</p> <p>③他自治体等への調査、もしくは他自治体等からの調査への回答</p> <p>④住民登録のない者への課税に伴う他自治体への通知</p> <p>⑤各種届出書の受理</p> <p>⑥課税内容等の証明</p> <p>⑦他自治体等への資料回送</p> <p>⑧賦課データ等を庁内の他業務システムへ連携</p>
③システムの名称	1 個人住民税賦課システム 2 審査システム(eLTAX) 3 国税連携システム(eLTAX) 4 団体内統合宛名 5 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第2における情報照会の根拠となる項) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部 税務課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 税務課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2333

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠となる項)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第2における情報提供の根拠となる項)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	法令等の改正に伴う変更
平成28年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年1月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	深谷 達	課長	事後	平成30年5月21日付様式変更による項目名変更
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和1年6月21日	IV リスク対策		新規追加のため各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。
令和2年9月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	再実施により、しきい値の再調査を行ったため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月24日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	○自己点検 ○内部監査 ○外部監査	○自己点検	事後	再実施により最新の内容に更新したため。
令和3年9月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和3年9月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	法律改正のため。
令和4年9月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	法令等の改正に伴う項目追加による変更。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和4年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	見直しにより、しきい値の再調査を行ったため。
令和5年9月20日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	見直しによる変更

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	小平市 軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、軽自動車税(種別割)の賦課及びそれに関連する事務を行う。軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)現在に、小平市内を主たる定置場とする軽自動車等の所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等の登録、変更、譲渡、廃車等の申告は、車両の種類によって手続先が異なる。原動機付自転車・小型特殊自動車の申告は小平市へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車の申告は運輸支局へ、三輪・四輪の軽自動車の申告は軽自動車検査協会で行う。 小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①軽自動車税(種別割)の賦課 ②減免決定事務 ③軽自動車税(種別割)関係の証明交付 ④官公署等に対する照会・回答 ⑤軽自動車税(種別割)の賦課及びそれに関連する事務
③システムの名称	1 軽自動車税賦課システム 2 団体内統合宛名 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) なし (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部 税務課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2332
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 税務課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2332

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年7月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年11月30日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年11月30日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における取扱部署 ②所属長の職名	深谷 達	課長	事後	様式変更のため
平成30年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策		新規追加のための各項目対応	事後	レイアウト変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月23日	表紙 評価書名	小平市 軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	小平市 軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年9月23日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	小平市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	小平市は、軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年9月23日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務－①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年9月23日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、軽自動車税の賦課及びそれに関連する事務を行う。軽自動車税は、賦課期日(4月1日)現在に、小平市内を主たる定置場とする軽自動車等の所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等の登録、変更、譲渡、廃車等の申告は、車両の種類によって手続先が異なる。原動機付自転車・小型特殊自動車の申告は小平市へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車の申告は運輸支局へ、三輪・四輪の軽自動車の申告は軽自動車検査協会で行う。小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①軽自動車税の賦課 ②減免決定事務 ③軽自動車税関係の証明交付 ④官公署等に対する照会・回答 ⑤軽自動車税の賦課及びそれに関連する事務	地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、軽自動車税(種別割)の賦課及びそれに関連する事務を行う。軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)現在に、小平市内を主たる定置場とする軽自動車等の所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等の登録、変更、譲渡、廃車等の申告は、車両の種類によって手続先が異なる。原動機付自転車・小型特殊自動車の申告は小平市へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車の申告は運輸支局へ、三輪・四輪の軽自動車の申告は軽自動車検査協会で行う。小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①軽自動車税(種別割)の賦課 ②減免決定事務 ③軽自動車税(種別割)関係の証明交付 ④官公署等に対する照会・回答 ⑤軽自動車税(種別割)の賦課及びそれに関連	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年9月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年5月31日時点	令和2年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年9月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年5月31日時点	令和2年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報連携 ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) なし (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) なし (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27の項	事後	法律改正のため
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月31日時点	令和3年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月31日時点	令和3年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年9月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年9月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年9月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年9月20日	IV リスク対策 8. 監査	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	事後	見直しによる変更

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	小平市 固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小平市は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

小平市長

公表日

令和5年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)等に基づき、固定資産税・都市計画税の賦課及びそれに関連する事務を行う。固定資産税・都市計画税は、賦課期日(1月1日)現在に、小平市内にある土地や家屋、償却資産の所有者に対して課税を行うものである。</p> <p>小平市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①固定資産税・都市計画税の賦課決定・更正に関する事務 ②固定資産課税台帳の管理・照会に関する事務 ③固定資産税関連の証明書発行に関する事務 ④地方税の調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p>
③システムの名称	1 固定資産税賦課システム 2 eLTAX(地方税電子申告支援サービス) 3 団体内統合宛名 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) なし (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部 税務課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2344
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 税務課 〒187-8701 小平市小川町2丁目1, 333番地 電話番号 042-341-1211 内線2344

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年7月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年1月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年11月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年11月30日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成30年6月26日	I 関連情報 5評価実施機関 における担当部署 ②所属長 の役職名	深谷 達	課長	事後	様式変更のため
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月19日	Ⅳ リスク対策		新規追加のための各項目対応	事後	レイアウト変更のため
令和2年9月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和2年9月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月27日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報 連携 ②法律上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第2	事後	法律改正のため
令和3年9月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和3年9月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年9月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点	令和4年8月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年9月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和5年8月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年9月20日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	見直しによる変更